発表のレジュメ (暫定)

I. 国際裁判におけるサイバー・アトリビューションの全体像

- ・説得の対象は自国民や国際社会ではなく裁判所
- ・規範→当てはめ→結論という法的三段論法(I-A)
- ・徹底した証明責任原則(I-B)
- ・裁判所の裁量によって決まる証明基準 (I-B)

I-A. 国際裁判における法的三段論法とサイバー・アトリビューション1

国際裁判でサイバー・アトリビューションを扱う場合、法的三段論法(①規範 \rightarrow ②当てはめ \rightarrow ③結論)のうち、以下の2点において問題となる 2 。

- ②の段階... 事実認定。「そのような事があったらしい」という生の事実を法廷におい て確立できるかという問題。
- ①の段階... 国家責任法上の帰属基準。②で認定された「事実」は、国家に責任を帰属 させるにあたって十分かという問題。

例 民間人を用いたサイバー攻撃

事例:

ロシア国内で反日感情が高まっているタイミングでロシアの諜報機関がロシアの民間人 ABC に日本の官公庁へのサイバー攻撃に適したツールを渡し、ABC が日本の官公庁を攻撃 した。日本政府は、ロシアの国家責任を主張した。

(本来は ABC の行為が武力行使や内政干渉等に相当するかも検討すべきだが、本発表ではサイバー・アトリビューションに関する論点のみを扱う)

議論の構造:

- ②の段階では、
- a. 「攻撃が ABC によって行われたこと」
- b. 「ロシアの諜報機関は ABC にクラッキングのツールを渡した」

という2点を、証拠を用いて説得的に論じることができるかが問題となる。

- →どの程度の証拠があればこの事実が証明できたことになるのか(証明基準の問題)
- →IP アドレスの一致等はどの程度説得力のある証拠として扱われるのか(証明力の問題)
- →他国の主権を侵害する形で入手した証拠を用いてよいか(証拠能力の問題)

¹ 被害国が近年注目されている「領域使用の管理責任原則」を用いれば議論の構造は全く 異なるものとなるが、本発表では基本的な議論について検討する。また、領域使用の管理 責任原則を用いた場合、加害国の国家責任の追及および対抗措置は可能であるが、自衛権 の行使はできない点にも注意。自衛権を行使する場合は基本的にはこのルートしかない。 ² 本来は①→②の順で検討されるが、①と②の違いを説明する際の便宜として②→①の順 で紹介する。

①の段階では②における証明の成功を前提として、「攻撃が ABC によって行われたこと」、「ロシアの諜報機関は ABC にクラッキングのツールを渡した」ことをもってロシアに責任があることになるのかが問題となる。

→実効的支配の基準(ニカラグア基準、Effective Control Test)

テロリストに対する武器・資金の提供・訓練のみではテロリストが行った行為を支援国の 行為と同視することはできず、個々の作戦内容について具体的な指揮・命令関係が無けれ ばならない。

→「攻撃が ABC によって行われたこと」「ロシアの諜報機関は ABC にクラッキングのツールを渡した」を証明できても裁判では勝てない。

I-B. 国際裁判における事実認定で問題となる基本概念

・証明責任(Burden of Proof)

誰が証拠を揃えなければならないのかという問題。

- →被害国となる原告(自衛権や対抗措置が問題となっている場合は被害国となる被告)。
- →証拠不十分による「真偽不明」は証明責任国の敗訴を意味する。

·証明基準(Standard of Proof)

どれだけの証拠を揃えなければならないのかという問題

国際裁判における説得対象は裁判所。証明責任国は裁判所の心証を形成するだけの証拠を 提出しなければならない。ICJ は事案ごとに証明基準の表現を変えており、統一的な基準は 存在するのか、個々の事案ごとに証明基準を設定する際に用いている何らかの法則が存在 するのかは不明。

・証明力(Value of Evidence 等)

個々の証拠がどれだけの重みを持つかという問題。

証言の信憑性、偽装の可能性等

II. サイバー・アトリビューションの証明

II-A. 証明が難しい場合の修正法則

II-A-1. 修正法則の一覧

・状況証拠

直接要証事実 A の存在を示すものではないが、「B である以上きっと A であるに違いない」という推論を用いて事実を証明する手法。

例:

アルバニア政府が自国領海における機雷の存在を認識していたという証拠(A)は存在しないが、機雷が所在した位置はアルバニアの海岸監視施設からよく見える位置にあり(B)、アルバニア政府が機雷の存在を知らなかったとは考えられない。

· 否定的推論(Adverse Inference)

(ICJ 規程 49 条等に基づき)裁判所が証拠の提出を求めているにもかかわらず、訴訟当事国が当該証拠を提出しなかった際に、証拠を提出しなかった際に、裁判所が証拠を提出しなかった訴訟当事国に不利な事実認定を行うこと。状況証拠の最も極端な形態で、ICJ における前例は無し。ICSID 等でよく用いられるが、国際裁判所は否定的推論の行使について消極的。

例:

 \downarrow

裁判所は甲国に対して文書 X の提出を求めたが、甲国は X の提出を理由もなく拒否した。

・ 甲国は証明責任を負っていないが、自己に有利な証拠であれば通常は提出するはずであり、 本件において甲国が X の提出を渋る理由も示されていない。

・ 甲国が X を<u>提出しなかった理由は「提出すると敗訴するかもしれないから」であるに違い</u>ない。

 \downarrow

文書Xには甲国に不利なことが書かれているに違いない。

※上記のような推論の過程をたどる以上、甲国が X を提出できない敗訴可能性以外の理由が説得的に示されていれば裁判所は否定的推論を行使し得ない。ICJ ではしばしば「安全保障上の理由」が提出拒否の理由として提示されているが、他にも「そもそも X を持っていない」「提出すると自国民の利益・権利が損なわれる」といったものが考えられる。

・証明責任の転換

証明責任の分配法則を覆し、一定の事項につき加害国の側が証拠を提出できなければ被害国の主張を認める事実認定の法則。極限的な状況においてのみ認められる例外であるが、ICJにおいても前例が存在する(ディアロ事件)。

証明責任の転換が行われる要件の全貌は不明であるが、「一定の事実の不存在(Negative Fact)の証明」が本来の証明責任国に求められていることが核心的要件であると考えられている。

・証拠提出の義務付け

証明責任の所在にかかわらず、一定の証拠の提出を訴訟当事国に義務付ける法則。

※原則として裁判所による証拠提出の要請は WTO におけるそれを除いて応じる義務は無い。

II-A-2. 証明責任国による努力の要件

上記の修正法則は証明責任国に有利なものであり、証明責任国が証明のために力を尽くしてなお証拠を用意できない場合に適用される(コルフ海峡事件等)。

- Q. サイバー攻撃の被害国がインテリジェンス等を用いてサイバー・アトリビューションを行っており、インテリジェンスソース保護の観点から国際裁判所で証拠を公開できない場合、上記の修正法則は適用されるのか。言い換えると、上記の修正法則の適用は証明責任国が証拠を「入手できない」ことと「提出できない」ことのいずれがトリガーとなっているのか。
- ★インカメラ手続など、裁判所以外に証拠をオープンにしない審理を採用したとしても、自 国の裁判所ならともかく国際裁判所という外部の組織の機密保持を信頼できるか?
- **★どれだけ手を尽くしても情報漏洩のリスクは残る。そこまでして裁判に勝つメリットは?**

II-B. 「サイバー修正」の可否

原則として、「証拠の収集が難しいこと」は証拠法則の適用に際して決定的な役割を果たしてはおらず、例えば「証拠が偏在しており原告による証拠収集が難しいから、この裁判では被告が証明責任を負う」とはならない。(証明基準や個々の証拠の証明力評価に際しては事実上考慮される可能性がある。「本来証拠の収集が難しいにもかかわらず、これだけの証拠が見つかったということは、原告の主張する事実はあったに違いない」という推論)

これに対して、「サイバー・アトリビューションは国際紛争の中でも特に証明が難しい」ことを根拠に、「実効支配基準 (I-Bの②)ではなくもっと緩やかな基準を用いるべきではないか」や、「IP アドレスを用いた証明である程度責任国が特定できた段階で証明責任を加害国に転換すべきではないか」という説が 2010 年代に提唱された。

→サイバー・アトリビューションが国際裁判で争われた事例が存在しないため断定はできないが、このような「サイバー修正」が認められる可能性は低い。

III. 最後に

裁判所の管轄権の問題を抜きにしても、現状の国際裁判におけるアトリビューションの法 則は被害国にとって著しく不利なものが多く、現実的ではない。国際裁判というオプション を機能させる際の課題としては以下の点が挙げられる。

- ・国家責任法(I-Bの②)上の実効的支配の基準が厳しすぎる。
 - →自衛権を行使する際この基準は回避不可能。

- ・証明基準および個々の証拠の証明力評価の相場が不透明。
 - →法的なサイバー・アトリビューションに適用可能な基準は「IP アドレスは決定的な証拠とはならない」というものしか存在しない。
- ・関連して、上記の相場は何をもって形成されたことになるのかという評価が困難。
 - →国際裁判以外の文脈におけるサイバー・アトリビューションの成否に関する実行の蓄 積は国際裁判の文脈における証明基準を形成するとは限らない。
- ・証拠法上の修正法則に関する一般的な議論が不十分。
 - →国際裁判の証拠法則は歴史ある問題にもかかわらず議論が未発達
- ・裁判で勝つためには被害国も一定程度の出血を覚悟しなければならない状況が有り得る。
 - →自らの有する全ての情報を明らかにした上で判断を乞うという裁判の基本的なスタン スがサイバー・アトリビューションとマッチしていない可能性がある。

加えて言うなら、国際裁判というオプションを意識することで裁判外の文脈における国家の行動が制限される可能性もある。つまり、「A国の首相はインテリジェンス情報を用いた分析によると加害国は我が国であると(裁判外の文脈で)発言した。しかし当法廷でA国は当該情報を公開していない。にもかかわらず裁判所は我々だけに文書の提出を求め、これに応じなかった事をもって我が国に不利な事実を認定するとはどういう事なのか」という反論を防ぐためには、裁判外も含むあらゆる文脈で公開不可能な情報を用いた交渉を行うことができなくなるし、そのような情報を有していることを悟られてはならなくなる。